

新型インフルエンザ等対策に関する 業務計画

平成28年9月21日施行

令和8年8月20日改定

一般社団法人 和歌山県LPガス協会

第1章 総 則

1 目的

本計画は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、一般社団法人和歌山県LPガス協会（以下、「県協会」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項を定め、その感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護し、県民生活と県民経済の維持に努める。

2 基本方針

県協会は新型インフルエンザ等対策の遂行にあたって国、地方公共団体及び関係事業者等と相互に連携を図りながら、社会維持機能に関わる事業者として自覚のもと、LPガスの供給、輸送の途絶事態が生じないよう業務継続に努めるものとする。

3 時期区分の定義

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、本業務計画では、県行動計画で定める準備期、初動期、対応期に準じ、段階に応じて実施するものとする。

4 事業継続計画の周知

県協会は新型インフルエンザ等に対する事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下「BCP」という。）を必要に応じて見直し、会員に周知徹底するよう努める。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

1 平時における連絡体制及び関係機関と連携

県協会は、BCPに基づき連絡体制の整備に努めるとともに、地方公共団体、関係事業者等と連携し、平時から情報交換、連携体制等の確認に努めるとともに、事業継続に向けた準備を行うものとする。

また、定期的に開催する各支部役員が出席する理事会において県協会の実施体制（対策会議開催・対策本部設置・本部長・構成員等）について確認するよう努める。

2 情報の収集、提供

- ① 県協会は、国、地方公共団体及び関係事業者等から収集した情報を会員に電子メ

ール、ホームページ掲載等で周知徹底し、注意喚起に努めるものとする。

また、古い情報については、定期的に削除する。

- ② 会員、会員の従業員又はその家族等が新型インフルエンザ等に感染した場合は、速やかに県協会へ報告できるような体制整備に努めるものとする。

3 関係機関との連携

県協会は、連携が必要となる国、地方公共団体、（一社）全国ＬＰガス協会、近畿ＬＰガス連合会の担当部署及び担当者の確認を定期的実施する。

4 対策本部の設置

法第１５条第１項に基づき政府対策本部が設置された時は、県協会に新型インフルエンザ等対策本部（以下「県協会対策本部」という。）を設置し会員への連絡体制を強化するとともに、事業継続に向けた人員体制等について検討するものとする。

第３章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

1 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

（１） 具体的な業務

国（県）からの要請に応じ、ＬＰガスを必要とする地域、エリアへ最寄りの県内支部より人員計画等に基づき、ＬＰガスを運送する。

地方公共団体、関係事業者等と連携し、ＬＰガス供給途絶の事態が生じないよう、事業継続に努める。

（２） 感染対策の検討・実施

県協会は、会員の健康管理（手指消毒設備の設置、適切な換気設備の充実）及び感染対策（咳エチケット、マスク着用）の徹底を周知し、地方公共団体、関係事業者等と連携し、ＢＣＰに基づき必要資材の確保等に努め、事業継続に向け必要な措置を講ずる。

（３） 必要な資機材等の備蓄

県協会は、事務所に水と食料品のほか、マスクやゴーグル、消毒薬等の防護対策備品、災害対策機器等を備蓄しておく。

2 情報の収集、提供

国、地方公共団体及び関係事業者等から提供される情報を収集し、会員に周知徹底するよう努める。

- ① 県協会は、関連機関または(一社)全国ＬＰガス協会から随時提供される情報を収集し、会員に対して注意喚起に努める。
- ② 県協会は、会員又はその家族等の罹患状況等について把握するよう努め、人員体制等を検討する。

第４章 教育・訓練、点検・改善

１ 教育・訓練の実施

新型インフルエンザ等の発生時にＬＰガスを途絶することなく供給できるよう、会員に対して感染症危機への備えを万全なものとするために必要な教育及び訓練等を実施する。

具体的には、発熱している従業員の出勤停止、人混みを避ける等の公衆衛生対策の周知徹底及び個人防護具の着脱訓練の繰り返し実施を促し、関係機関と連携した多様なシナリオによる訓練計画、実施に努める。

２ 知識・技術の研鑽と周知

国及び地方公共団体等が実施する研修会等に積極的に職員を派遣し、地域における新型インフルエンザ等対策に必要な知識・技術を習得させる。また、取得した知識・技術を効果的に活用するとともに会員に対して周知に努める。

３ 点検・改善（業務計画の見直し）

教育、訓練の実施等を通じ平時の備えや有事における実施体制等について不断の点検や改善を行い、必要に応じて業務計画の見直しを行う。

４ その他

新型コロナウイルス対応時を踏まえ、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第３６条第１項及び第３７条第１号で定める法定点検調査等業務が支障を来さず滞りなく実施できるよう、会員に対し日頃より消費者との対面による関係構築を促す。

附 則

（施行期日）

この規定は、平成２８年９月２１日から施行する。

附 則

この規定は、令和８年８月２０日改定、施行する。